

議題3. 教育・啓発の実施【条例第9条関係】について

府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、教育・啓発の取組を実施

1. ターゲティング広告

令和6年6月～令和7年3月の期間中、誹謗中傷や差別に関するワードをSNS(X,YouTube)に投稿・検索した利用者に注意喚起のメッセージを表示し、メッセージをクリックした利用者を府の啓発ページへ誘導

■実績(令和6年6月～8月末時点)

媒体	表示回数	クリック数
X	1,701,493	1,521
YouTube	126,795	1,694



2. 出前講座等

府職員が企業や学校へ出向き、府の研修用教材等を活用した出前講座等を実施(年間30回程度を予定)

■実績

- ・企業向け:8月に府内企業35社が一同に会する場で、研修用教材を活用したワークショップを実施
- ・学校向け:6～8月にかけ、府内の小・中・高・専門学校に対し12回、講義型、ワークショップ型の講座を実施
- ・その他 :府立学校の人権教育研究会や「中学生の主張大阪府大会」の場等で、講義型の講座等を実施



3. スポーツ組織と連携した啓発活動

11月(インターネット上の人権侵害解消推進月間)に、プロバスケットチーム「大阪エヴェッサ」と連携した啓発活動(動画制作・放映、試合会場での啓発ブース出展等)を実施予定

上記の他、令和6年11月中に、主要駅周辺のデジタルサイネージを活用した啓発動画の放映や、鉄道駅等におけるポスターの掲示やチラシの配架を実施予定